

WINSTAケーブルセットが一般作業員で接続できる：法解釈

- 1. PSE マーク取得済みのケーブルを採用することにより、電気安全法に適合する。
- 2. 予め工場でコネクタの配線を終えたケーブルセットを現場で照明器具に差し込む作業は、電気工事士法、電気工事士法施工令並びに電気工事士法施工規則に定める「軽微な工事」とみなされる。従って、電気工事士の免許を持たない作業員による作業が可能である。

- 1. 電気工事士法施工規則
- ・電気工事士法施工規則 第2条では『軽微な作業』を以下の内容と定めている。

法第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令(旧通商産業省令)で定めるものは、次の通りとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
- イ 電線相互を接続する作業。
- ロ がいに電線を接続する作業。
- ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいを除く）に取り付ける作業。
- ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業。
- ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く）。
- ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の付属品とを接続する作業。
- ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業。
- チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業。
- リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの付属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業。
- ヌ 配電盤を造営材に取り付ける作業。
- ル 接地線を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し又は接地極を地面に埋設する作業。
- ヲ 電圧 600V を超えて使用する電気機器に電線を接続する作業。

《解 釈》上記イ～ヲの作業は軽微な作業にはみなされないため工事士免許を必要とする。

予め配線を終えた WINSTA コネクタの照明器具への接続作業は上記作業に該当しない。従って、WINSTA の照明器具への接続作業は軽微な作業とみなされる。

《確認先》関東経済産業局 資源エネルギー部 電力安全課 技術係

- 2. 電気工事士法と電気工事士法施工令
- ・電気工事士法の用語の定義において「電気工事」を次のように定めている。

第2条 この法律において「電気工事」とは、一般電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

・電気工事士法施工令には軽微な工事を次のように定めている。

軽微な工事 第1条 電気工事士（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧 600V 以下で使用する差し込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧 600V 以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事

《解 釈》WINSTA コネクタは電気用品安全法で定める特定電気用品の認可〔PSE マーク(旧 T マーク)〕をその他の接続器の区分で取得済みである。従って、WINSTA の照明器具への接続作業は軽微な作業とみなされる。

《確認先》関東経済産業局 資源エネルギー部 電力安全課 技術係

- 3. 電気用品安全法施工令
- ・電気用品安全法施工令に示されている電気用品の明細で差し込み接続器は下表のように区分されている。

差し込み接続器	1 さし込みプラグ 2 コンセント 3 マルチタップ 4 コードコネクタボディ 5 アイロンプラグ 6 器具用差し込みプラグ 7 アダプター 8 コードリール 9 その他の差し込み接続器	1 定格電圧が 100V 以上 300V 以下、定格電流が 50A 以下及び極数が 5 以下のもので、交流の電路に使用するものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。 2 防爆型のもの、油入型のもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。
---------	---	---

《解 釈》弊社ではキャブタイヤケーブルの両端にコネクタプラグとソケットをセットした状態で電気用品安全法の特定電気用品認可(PSE マーク取得)が必要と考えたが、上表差し込み接続器の区分にケーブル(コード)をセットした製品の区分は無かった。前述の通りすでに単体で認可取得している WINSTA コネクタを用いてケーブルセットを作る場合、認可取得されたケーブルを採用することで法的に全く問題無いとのことであった。

従って、認可取得されたキャブタイヤケーブルを用いたケーブルセットであれば、改めて認可取得の必要性は無いものと判断する。

《確認先》財団法人 電気安全環境研究所 東京事業所

WINSTAケーブル接続作業エリア オフィス内グリッド照明が対象です

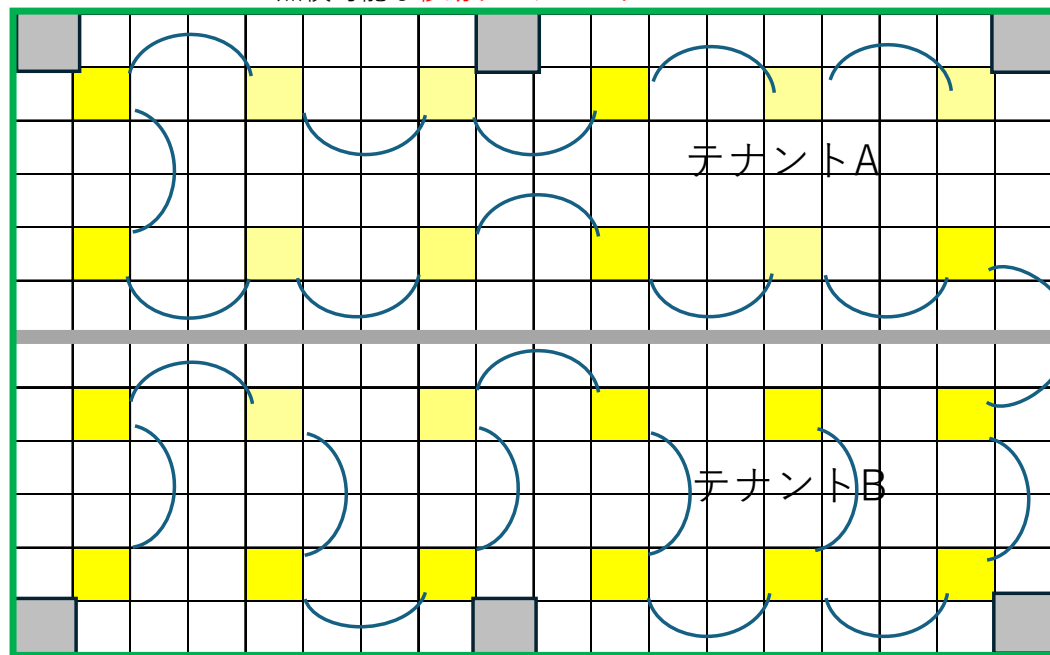
オフィス専有部 グリッド照明エリア

点検可能な移動ケーブルエリア

専有部

共用部

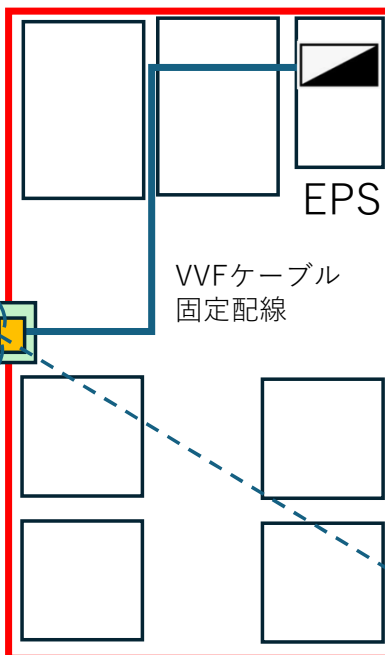
隠ぺい部 固定ケーブル



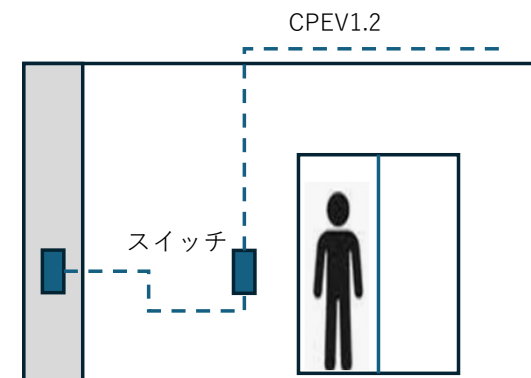
WINSTA使用エリア

コネクタ付キャプタイヤケーブル (VCT) で照明器具が接続できる
(グリッド照明は柵移動可能システム)
グリッドパネルは移動できる = 押し上げていつでも点検可能

WINSTA接続作業は軽微な作業とみなし一般作業員による作業可能



分電盤から専有部までは隠ぺい部となり固定配線としてVVVFを使用し有資格者作業エリアとなります。



DALI壁スイッチ配線はDC18Vを使用するのでCPEV1.2ケーブルを使用AC100Vは使用しません
また
隠ぺい部配線となりますのでDALI - WINSTAの使用範囲ではありません

